

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
土森委員が所用のため欠席しており、かわりに委員外議員として横山議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うために、お集りいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

武石委員長 まず、2月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

- ・ 給与に関する条例議案である第50号議案、第75号議案、第79号議案については、早急に審議及び議決をお願いしたい。

武石委員長 何か御質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

武石委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
なお、先ほど総務部長から説明のあった給与に関する条例議案の審議に関する日程については、後ほど御協議いただくこととし、まず全体の日程についてである。
2月定例会の日程については、12月25日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、2月23日火曜日開会、3月18日金曜日閉会ということで、会期は25日間とし、会議日程については資料1の日程表をごらんいただきたい。
日程表のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議席等

ア 仮議席

武石委員長 次に、議席等についてである。
まず、2ページの資料2、仮議席についてである。
このたび当選された金岡佳時議員の議席が決定するまで、議長は、最寄りの空席を仮議席として指定するのが例であるので、仮議席として、高橋徹議員の前、大野辰哉議員の右隣の空席を指定することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

武石委員長

イ 議席の指定及び議席の一部変更

次に、3ページの資料3、議席の指定及び議席の一部変更についてである。
この件については、前回の議運で資料3のとおりとすることが決定され、その議事手続については、本日の議運でお諮りすることとしてあった。
本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
また、議席の決定後に議席の移動を行うこととし、変更となった議席は、氏名標ができるまでの間、三角の名札で表示することとなるので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

なお、氏名標の変更は、質問初日の3月1日までの間に行う予定であるので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

ウ 補欠議員の挨拶

次に、補欠議員の挨拶についてである。
この件については、慣例により、開会日の日程に入る前に、議長の紹介に続いて行うということで、御了承願う。

(了 承)

(4) 給与に関する条例議案の審議日程及び議事手続

武石委員長

ア 審議日程

次に、給与に関する条例議案の審議日程及び議事手続についてである。
給与に関する条例議案である第50号、第75号及び第79号の計3件の条例議案については、先ほど総務部長から説明があったが、早急に議決する必要がある。
ついでには、開会日において、知事の提案理由説明の後、直ちに給与に関する条例議案等についての人事委員会の意見を求め、その回答を受けて本会議を再開し、分離採決する必要がある3件の議案を他の議案と分離した上で、質疑があれば質疑を行った後、所管の委員会に付託する、そして、速やかに所管の委員会において審査を行うこととし、その後本会議を再開し、委員長報告、討論、採決を行うこととしてはと思うが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

イ 質疑

武石委員長

次に、これら3件の議案の議事手続についてである。
まず、議案に対する質疑はいかがでしょうか。質疑を行いたい会派があれば、申し出願う。

(なし)

武石委員長

それでは、質疑を省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

ウ 委員会付託

武石委員長

次に、4ページの資料4、委員会への付託についてである。
第50号、第75号及び第79号の計3件の議案を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、所管の常任委員会である総務委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
また、本会議再開後の採決までの本会議の議事手続については、常任委員会での審査が終了した後に、議運を開催し御協議いただくこととする。
ここまでが、給与に関する条例議案の審議等についてである。

(5) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

武石委員長

次に、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、新風・くろしおの会1名、まほろばの会1名の計11名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、1日目3月1日火曜日は、自由民主党、県民の会、日本共産党、2日目3月2日水曜日は、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会、3日目3月3日木曜日は、自由民主党、県民の会、自由民主党、4日目3月4日金曜日は、自由民主党、自由民主党の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

武石委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、各会派の最初の1人については、50分以内、2人目からは、40分以内とし、発言回数については、3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

武石委員長 次に、5ページの資料5、発言者の届け出についてである。
県民に広報するため、本会議における発言者の届け出について、資料5の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

武石委員長 次に、6ページの資料6、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているので、2月29日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ答弁をしやすいように具体的に記載願う。

(6) 請願書の受理期限

武石委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、委員会付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、3月2日水曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(7) 閉会中の常任委員会委員長報告

武石委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、報告する。
以上、ここまでが、本会議の議事手続についてである。
ここで、開会日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

武石委員長 それでは、ただいまお配りした議事日程表について、事務局から説明をさせる。

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長 ちなみに、第1回目の休憩に入るのが、12時前くらいということである。
御質問はないか。

(な し)

武石委員長 それでは、この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

2. 予算委員会について

(1) 設置運営にかかる具体的日程等

ア 委員の選任依頼

武石委員長 次に、予算委員会についてである。
初めに、7ページの資料7、委員の選任依頼についてである。
2月定例会に設置する予算委員会の委員の各会派への割り当ては、予算委員会実施要領で、自由民主党11人、県民の会5人、日本共産党2人、公明党2人の計20人となっている。
各会派の委員を早急に互選の上、資料7の別記様式により、18日木曜日の正午までに事務局へ提出されるよう、御協力願う。
なお、委員会の構成の報告については、質問初日の諸般の報告の中で行いたいのので、御了承願う。

(了 承)

イ 組織の委員会

武石委員長 組織の委員会については、開会日2月23日の会議終了後、本会議場にて行いたいので、御了承願う。

(了 承)

(2) 発言時間等

武石委員長 次に、予算委員会の発言時間については、実施要領では、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。
会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党335分、県民の会140分、日本共産党70分、公明党55分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

武石委員長 それでは、申し出がないので、原則どおりの運営とする。

(3) 発言通告書等の提出期限

ア 発言者及び発言所要時間の提出期限

武石委員長 次に、発言通告書等の提出期限についてである。

初めに、8ページの資料8、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。実施要領により、本会議質問初日の前日の正午となっているので、2月29日月曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

イ 発言通告書の提出期限

武石委員長

次に、9ページの資料9、発言通告書の提出期限についてである。実施要領により、本会議質問最終日の前日の正午となっているので、3月3日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

3. 次期常任委員及び議会運営委員について

(1) 常任委員会の会派構成

武石委員長

次に、10ページの資料10、次期常任委員及び議会運営委員についてである。平成28年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月18日金曜日の閉会日に委員の選任を行うこととなるので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

まず、各常任委員会の会派構成についてである。平成28年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰り、御検討いただき、今後の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する

(2) 議会運営委員会の会派構成

武石委員長

次に、議会運営委員会の会派構成についてである。このことについては、先日の議運で、補欠選挙に伴う会派構成については、現行どおりということで御確認をいただいたので、平成28年度の議運の会派構成についても、現行と同じになるかと思う。ついでには、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、新風・くろしおの会1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
なお、各会派における平成28年度の議運の委員については、11ページの様式により、3月9日水曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

4. 東日本大震災五周年に伴う各常任委員会での黙禱について

武石委員長

次に、12ページの資料11、東日本大震災五周年に伴う各常任委員会での黙禱につ

いてである。

このことについては、本年も政府において追悼式を執り行うことが閣議決定され、あわせて、全国民が一定時刻に一斉に黙禱するよう勧奨するとされている。

ついては、3月11日に開催される各常任委員会において、昨年と同様に、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙禱を捧げてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、それぞれの委員会において、黙禱を実施することとし、発災時刻である14時46分からの1分間は、各委員会室において、委員長の発声により黙禱を行うということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
ここで、議長から報告があるとのことである。
三石議長、お願いします。

三石議長

昨年に引き続き、政府主催の東日本大震災五周年追悼式典の案内が来ている。
ちょうど3月11日は定例会の常任委員会の日程に当たっているが、本県が南海トラフ地震対策に取り組んでいること、また9県で連携して取り組んでいる9県議会議長会の幹事県を務めていることから、追悼式に出席したいと思っている。
よろしくお願いします。

武石委員長

それでは、三石議長から御報告があったが、昨年に引き続き、政府主催の追悼式典に議長が出席するというので、御了承願う。

(了 承)

5. 本会議における質疑並びに一般質問について

武石委員長

次に、14ページの資料12、本会議における質疑並びに一般質問についてである。
12月4日の議会改革の協議において、平成28年度から、代表質問制を導入し交渉会派に代表質問を認めること、また予算委員会を廃止し一問一答方式の質問を2月及び9月の本会議において2日間実施することを決定した。
ついては、詳細を決定する必要があるので、正副委員長において、たたき台としての案を作成したので、事務局に説明をさせる。

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長

それでは、順次御協議いただきたいが、項目が多いため私のほうで項目を区切って進行をさせていただきたい。
まず、現在本会議で行われている一括質問についてである。
発言時間については、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし発言時間は50分以内、その他は40分以内、発言回数は3回以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
次に、年間発言回数については、現行どおり、正副議長を除く議員全員が年1回発言できる35回とすることで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

次に、発言者届・発言通告書の提出期限についても、現行どおり、発言者届は、招集告示後の議運開催日の午後5時、発言通告書は、質問第1日目の前日の正午とすることで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

次に、一問一答についてである。
実施時期については、2月、9月定例会にそれぞれ2日実施することで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

次に、発言時間についてである。
基本的に、これまでの予算委員会と同様に、発言総時間は1日当たりおおむね5時間以内とし、基本的に会派所属議員数に応じて各会派に割り当てる、議員1人当たりの発言時間は、答弁も含めて原則60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得る、一括質問を行った者は一問一答を行うことはできないとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
次に、質問及び答弁については、発言は全て自席で行うということであるが、これについてはいかがか。

梶原委員

異論ではないのだが。
最近はちょっと見かけなくなったが、以前は、理事会の承認を得た後でパネルの展示をされる委員がいた。予算委員会では最前列の席で発言していたため、パネルを置いたらカメラも映しやすいというところがあったのだが、自席ということになれば、前の席に議員がいる場合、パネルをかなり高く上げなければならないとかカメラはそれを映さないとならないとかということが考えられる。
その辺の対応について事務局は想定をしているのか。その点だけお聞かせ願う。

楠瀬議事課長

申し訳ない。
その点、考えてはいたのだが、今のところ具体的な案を持ちあわせていない。
そのときになって対応したいと思う。
ただ確かに、前の議員の頭で見えないということもあり得るので、そこは考慮し

て対応したいと思う。

武石委員長

議運でも他県の議場を見せてもらったことがあるが、予算委員会室を持っている議会もあったりした。

議事課長の説明によると、予算委員会みたいに最前列に質問席を設置すると議席のずれが生じるということであったが、例えば、一般質問は対面しないからいけないと思うが、対面するような形で新たな発言席を設置するようなことはできないか。

桑名委員

それは私も思っている。

自席からで遠いところからだど、質問の臨場感もない。例えば、ブロックとブロックの間にある通路の前に、ちょっと斜めからでも設置することはできると思う。やはり前からのほうが質問しやすい。

予算が伴うので今回はちょっと難しいかもしれないが。

武石委員長

演壇を1つ構えて質問すれば、今梶原委員が言われたパネルなどもそこで設置できるが。

楠瀬議事課長

以前、予算委員会で演台を1つ構えていた。それを設置するという事は可能である。ただしその場合、当分の間はワイヤレスマイクということになるかと思う。

9月定例会で一問一答を実施してみて、もし不都合があれば暫定的にそういう形でやってみて、それがよければ順次移行していくという形で、できればお願いしたい。

桑名委員

マイクは大丈夫だと思うが、残時間表示器は新たに設置できるのか。

楠瀬議事課長

業者にオーダーができるかどうか確認してみる。

武石委員長

それでは、まだ時間もあるので、今の意見をもとに、ちょっと検討してもらえるか。

楠瀬議事課長

はい。

武石委員長

それでは、発言席については今後の協議事項にしたいと思う。

次に、会派別・会期別発言時間については、別紙案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、発言者届・発言通告書の提出期限については、それぞれ、発言者及び発言所要時間届は、招集告示後の議運開催日の午後5時、発言通告書は、一括質問最終日の前日の正午とすることで、御了承願う。

(了 承)

H28.2.17 議会運営委員会

武石委員長 次に、予算委員会の廃止、一問一答方式の本会議実施に伴う日程の変更点についてである。

この件については、案のとおりとすることで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長

それでは、本会議における質疑並びに一般質問に関する協議事項は以上である。
なお、予算委員会については、本年度で廃止することとなるので、関係する規程である、高知県議会予算委員会要綱、高知県議会予算委員会実施要領及び高知県議会予算委員会傍聴取扱要領を平成28年3月31日をもって廃止することで、御了承願う。

(了 承)

6. 議会予算について

武石委員長

次に、16ページの資料13、議会予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(西本総務課長、説明)

武石委員長

質問はないか。

(な し)

7. その他

(1) SNSでの情報発信

武石委員長

次に、19ページの資料14、SNSでの情報発信についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(楠瀬議事課長、説明)

- ・平成28年2月からTwitterとfacebookの併用による情報発信を開始。

武石委員長

何か質問、御意見はないか。

坂本(茂)委員

フェイスブック等で見るといいのだが、議員が書き込みをし出したらどうなるのか。
書き込めるようになっているのではないか。

楠瀬議事課長

確かに、書き込みは可能である。

坂本(茂)委員

それを無制限に認めるのか、あるいは議員は書き込まないのか、一定、ルールは必要なのではないだろうか。

武石委員長

事例がまだないのでね。
しかし、先に決めておくか。

H28.2.17 議会運営委員会

- 坂本(茂)委員 本当は県民の声を聞かなければならないので、議員ばかりが書き込んでも仕方がないのだが。
どんどん書き込みがされると。
- 武石委員長 とりあえず議員は書き込まないということで、決めておくか。
- 野町委員 「いいね！」は、構わないのか。
- 楠瀬議事課長 「いいね！」は、ぜひお願いする。
- 武石委員長 それでは、書き込みはしない、「いいね！」は推奨するということで。まず、そういう取り決めで運用してみよう。
- 桑名委員 シェアはいいよね。拡散させたいよね。
- 武石委員長 シェアは構わないということで。
それでは、その他については事務局報告のとおりで、御了承願う。
- (了 承)

(2) その他

- 武石委員長 最後に、その他で何かないか。
- (な し)
- 武石委員長 それでは、協議事項は、以上である。
今回の議運は、特別の事情がなければ、開会日の2月23日火曜日、常任委員会での審査終了後に開催することとする。
協議事項は、本会議での議事手続等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。